

令和五年三月二十二日（号外第五十六号）総務省告示第七十一号（免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

五二 改正前欄第二号の
四 終りから 第二号の

同日（同号外）総務省告示第七十七号（アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数

及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件）

（原稿誤り）

五六上 一七九月二十四日 令和五年九月二十四日

令和五年七月十二日官庁報告欄官庁事項の部（旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知）

（原稿誤り）

一二下 五 七月十二日 八月二十二日
終りから 一三

正 誤

令和五年五月二十六日（号外第百十一号）公布財務省令第四十号（外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）
六四二ページ改正後欄及び改正前欄様式表面中

「財務局又は種別財務支局用」
は
「財務局又は種別財務支局用」
の誤り。